

2021 年度年会費の徴収について（定款第 17 条）

1. 一般社団法人日本川崎病学会として 2021 年度会費（2021.12.1 から 2022.8.31 まで）を 8,000 円として、2022 年 1 月を目途に請求する。
2. 既に任意団体日本川崎病学会の 2021 年度会費（2021.4.1～2021.11.30）を支払った会員には帳簿上返金し、法人設立後に法人会費に算入する処置を取る。
3. 法人化 2 年目の会費は、2022.9.1～2023.8.31 分とし、2022 年 9 月以降に徴収する。以降の年度は当該年度の 9 月 1 日から翌年度の 8 月末までを年度とする。

任意団体の通算会員歴の扱い（定款第 35 条）

任意団体日本川崎病学会の会員歴を、一般社団法人日本川崎病学会の会員歴とみなし、通算会員歴に組み入れる。追って、附則ないし細則等で明文化する。